

電気製品認証協議会 細則

制定：平成22年7月21日
最終改定：平成24年7月20日

(目的)

第1条 この細則は、電気製品認証協議会（以下、「協議会」という。）会則第15条第1項に基づき、協議会を運営するために必要な事項を定める。

(専門部会)

第2条 専門部会は、Sマーク認証の基本的問題を審議する「基本問題専門部会」と、Sマークの普及促進を審議する「広報専門部会」を設置する。

(事務局)

第3条 協議会の事務局には、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
 - (2) 事務局員 若干名
- 2 事務局は、次の活動を行う。
- (1) 協議会に係る会議、事務の運営のための業務
 - (2) Sマーク認証の運営管理及び普及広報活動
 - (3) Sマーク認証の監視管理
 - (4) Sマーク認証製品の市場監視
 - (5) 認証機関相互間の情報交換
 - (6) 上記のほか協議会の目的を達成するために必要な活動

(Sマーク認証機関連絡会)

第4条 協議会の活動を支援し、Sマーク認証の信頼性確保を図るために、認証機関から構成される「Sマーク認証機関連絡会」を設置する。

(Sマーク認証)

第5条 認証機関は、Sマークの表示及び使用に関して、別途定める「Sマーク使用規則（以下、「使用規則」という。）」によってSマーク認証業務を運営する。

- 2 認証機関は、使用規則への適合状況を定期的に確認し、不適合となる事態が発生した場合は、速やかに事実確認を行い、再発防止策を協議会に報告する。
- 3 前項の使用規則への適合状況を確認するために、幹事長が指名したものが、認証機関を審査することができる。

(経 費)

第 6 条 協議会の運営に必要な経費の財産、執行状況等は、幹事会で選出された監事が監査し、その結果を幹事会及び総会に報告する。

2 監事の選出方法、任期等は、別途定める「経費監査実施要領」による。

(運 用 基 準)

第 7 条 この細則を実施するために、必要な場合は、幹事会の議を経て運用基準を定めることができる。

(情 報 開 示)

第 8 条 協議会の事業活動の透明性を高めるために、ウェブサイトには事業活動内容を掲載し、一般に公表する。

(改 廃)

第 9 条 この細則は、幹事会が改廃し、総会の議を経る。

(付 則)

第 10 条 この細則は、平成24年7月20日より実施する。

(備考) 細則第7条で定める運用基準は、次のとおりとする。(平成24年7月現在)

- ・ <SCEA 運用基準 001> 「電気製品認証協議会の入退会等基準」
- ・ <SCEA 運用基準 002> 「認証機関の入会審査基準」
- ・ <SCEA 運用基準 003> 「S マーク使用規則」
- ・ <SCEA 運用基準 004> 「S マーク認証の対象製品、認証基準と追加基準の考え方」
- ・ <SCEA 運用基準 005> 「S マーク認証における初回ロット検査の実施」
- ・ <SCEA 運用基準 006> 「S マーク認証製品の市場買上げの実施」
- ・ <SCEA 運用基準 007> 「情報開示基準」